



## 障害者生活相談会の開催

阿蘇市にお住まいの障害者及び家族の方を対象に相談会を実施します。どのようなことでも構いませんので、お気軽にご相談ください。

日時

10月20日(土)

13時～17時

場所

農村環境改善センター  
スタッフ

相談支援事業所「阿蘇くんの里」専門相談員

相談支援事業所「時計台」専門相談員

阿蘇市健康福祉課職員  
問い合わせ先

健康福祉課総合福祉係  
☎22・3167



## 外国人を雇用する場合のルールが新しくなりました

①外国人労働者(特別永住者を除く)を雇用する場合、その氏名、在留資格等のハローワークへの届出が必要です。

②雇用保険の被保険者である場合

雇用保険被保険者資格取得届又は喪失届の備考欄に、国籍、在留資格、在留期限等を記載のうえ、双方の提出期限までに提出していただきます。

③雇用保険の被保険者でない場合

所定の届出様式に、氏名、生年月日、国籍、在留資格、在留期限等を記載のうえ、雇い入れ又は離職の日の翌月末日までに届出ていただきます。

④平成19年10月1日時点で現に雇い入れている場合

所定の届出様式に、氏名、生年月日、国籍、在留資格、在留期限等を記載のうえ、平成20年10月1日までに届出ていただきます。

⑤外国人労働者の雇用管理の改善等が事業主の皆様の努力義務となりました。

「外国人労働者の雇用管理の

改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が策定され、その中で、外国人労働者の募集及び採用の適正化、適正な労働条件の確保、安全衛生の確保、雇用保険、労災保険、健康保険及び厚生年金保険の適用など、事業主の皆様が講ずべき必要な措置について定められました。

問い合わせ先

ハローワーク阿蘇

☎22・8609

熊本労働局職業対策課

☎096・211・1704

## 特設人権相談所の開設

日時

10月19日(金)

10時～15時

場所

阿蘇保健福祉センター

相談内容

家事問題(相続、離婚、親子関係)、金銭問題、登記手続、いじめ、差別、心配ごとなど

担当者

人権擁護委員4人・法務局職員1人

※秘密は厳守します。

問い合わせ先

熊本地方法務局阿蘇支局

☎22・0137

11月1日から熊本県内税務署の代表電話が自動音声案内に変わります!

税務署の代表電話にかけただいた電話は、自動音声でご案内します。

音声案内に従って、国税に関する一般的な質問や相談を希望される方は、番号「1」を押すと熊本国税局電話相談センターにおつなぎします。

また、個別のお問い合わせや納付相談など税務署に用の方は、番号「2」を押すと税務署におつなぎします。

なお、国税に関する一般的な「よくある質問」を国税庁ホームページの「タックスアシスター」に多数掲載していますので、ぜひ、ご利用ください。

問い合わせ先

阿蘇税務署

☎22・0551



## ～消費者生活相談室を毎日(平日のみ)開設しています～

**多重債務問題は必ず解決できます!**

訪問販売、電話勧誘販売、サラ金・クレジットの多重債務問題などの消費生活に関するトラブルをお受けします。

※ご相談の際は、事前にお電話ください。

**困ったなと思ったら、まず相談!**

お電話ください!



阿蘇市消費生活相談室 TEL22-3364